

## 第8回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月25日(月)午前9時00分から午前10時20分

2. 開催場所 川西町中央公民館視聴覚室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、 3番 後藤 満良、 4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

6番 新野 庄右エ門、 7番 舩山 マサエ、 8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第8号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第9号 非農地証明の結果報告について

第 6 議第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 8 議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 9 議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)

第10 議第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第11 議第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)

第12 議第48号 農用地利用集積に対する決定について

第13 議第49号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、 事務局長補佐 佐藤 紀子、 主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

## 6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第8回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会に、農業委員会等に関する法律第29条並びに川西町農業委員会会議規則第17条の規定により、中郡地区の山田良一農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。5番佐々木一宏委員、6番新野庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第8号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第8号、平成29年9月4日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。8月申し出件数2件、田37,153㎡、畑934㎡。不調2件、田37,153㎡、畑934㎡。利用権の設定。8月再設定件数3件、田5,269㎡。利用権設定合計3件、田5,269㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第9号非農地証明の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

4ページをご覧ください。報告第9号非農地証明の結果報告について。通知件数は2件です。  
(非農地証明についてを朗読により説明)  
以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第42号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

7ページをご覧ください。議第42号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は16件です。  
(議第42号1番から16番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

10ページをご覧ください。議第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第43号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番について、本職より報告致します。

10番 大沼藤一

番号1番について、9月23日に牛谷清海推進委員が現地確認をしました。今回の申請は譲受人の住宅周辺に位置しており、譲受人が耕作のための所有権移転です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

11ページをご覧ください。議第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許

可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第44号1番から4番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番について、中郡地区 山田良一推進委員より報告願います。

山田良一農地利用最適化推進委員

番号1番について、9月18日に現地確認をしました。今回の申請はこれまで農地利用集積円滑化団体を介して貸し借りしていましたが、期間満了のため同じ借り手で契約するものです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に、番号2番について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号2番について、9月22日に内山雄次郎推進委員が現地確認をしました。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は、離農・経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に、番号3番について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号3番について、9月13日に江袋實推進委員が現地確認をしました。賃借人は離農のため、残りの農地を農地中間管理機構に貸付の手続きをしております。申請の農地は1筆のみ地区外のため、農地法第3条による契約になったものです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は、離農・経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に、番号4番について、本職より報告致します。

10番 大沼藤一

番号4番について、9月21日に牛谷清海推進委員が現地確認をしました。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は、離農・経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり、●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

山田良一推進委員については、ここで退席いただきます。

(山田良一推進委員、退席)

議長 大沼藤一

日程第9、議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

13ページをご覧ください。議第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第45号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、本職より報告致します。

10番 大沼藤一

番号1番について、9月23日に牛谷清海推進委員が現地確認をしました。今回の申請は、経

営移譲年金受給継続、譲受けです。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

14ページをご覧ください。議第46号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第46号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年12月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第2種農地と判断されます。内容は車庫の建設です。所在は、川西町大字西大塚菊田公民館南に位置しております。資料3ページの案内図に申請地が図示されております。原野を併用して車庫を建設するものです。資金につきましては、通帳の残高で確認しております。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。許可基準は住宅接続に該当します。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、平成29年9月14日高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、住宅に囲まれた畑であります。申請人は車庫の建設用地を譲受け転用するものです。

周辺の農地への影響に影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。  
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

15ページをご覧ください。議第47号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第47号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年3月31日で完了する計画です。子ども世帯の住宅建設です。農地区分は都市計画区域法で定められた第1種住居地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた第3種農地と判断されます。所在は、川西町大字上小松東陽寺の南に位置しています。資料8ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になり、9ページは土地利用計画図になります。

資金計画につきましては、住宅ローンの決定通知書で確認しています。

雨水については、地下浸透です。白川土地改良区から意見書が提出されております。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番後藤満良委



員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、平成29年9月14日高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、農振農用区域内にある白地の田であります。申請人は父親、祖母の共有名義の農地に住宅建設を予定しており、農地を使用貸借して転用するものです。申請地に素掘りの水路があり、確認したところ農地の所有者である父親が農業用に作った水路であり周辺の農地への影響はないと思われます。その他についても周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。  
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第48号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第48号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

16ページです。(議第48号本文及び整理番号7443番から7445番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。  
(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第49号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第49号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転の申出を下記のとおり受理したので、同法第16条第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否を諮るため委員会に付議する。

18ページです。(議第49号本文及び番号1番及び2番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について申出の内容で、川西町長に買入協議の通知をするよう要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本件について、申出のとおり買入協議の通知をするよう、川西町長に要請することといたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第8回川西町農業委員会総会を閉会いたします。